

以前から出回っている「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」などという機関を名乗った架空請求詐欺のハガキ以外に、最近、次のようなハガキが伊勢警察署管内で出回っています！！

## 特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (け) 202

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社  
ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出  
されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開  
始させて頂きます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理  
され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強  
制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を  
承諾して頂く様お願い致します。裁判取り下げ等の相談に関しまし  
ては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。  
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様か  
らご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年2月19日

## 地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03- -

東京都千代田区霞が関1-1-3 受付時間 9:00~19:00

## 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)036

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約  
会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状に  
て通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き  
場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行さ  
れ、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。  
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、  
執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの  
恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当  
センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせ  
ください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますよう  
お願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年2月20日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関

消費者相談窓口 03- -

受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)

※電話番号、所在地の番地等は広報用のためマスキングしてあり

このような架空請求詐欺のハガキ以外に、アマゾンを騙ったショート  
メールが届き、相手に電話をしてしまったところ、「インターネットのゲー  
ムサイト利用の未納料金の請求を受けた。」という相談も受けています。

身の覚えのないハガキやメールが届いても、決して慌てることはあり  
ません。

ハガキやメールに記載してある電話番号には絶対に電話しないでく  
ださい。

1人で判断しないで、家族や知人、警察に相談しましょう！！

**私は騙されないという気持ちは危険です！！**

